

以上ノ如ク決定セルヲ覺書ハ省界ニ即時現金ヲ交付シ
 両者ノ挨拶アリテ引揚ケタリ
 爭議團ノ解團云ハ翌日行フ予定ナリ
 右及申通(報候也)

小九

5. 9. 22
 1714

第 三 二 一 七 号
 昭和五年九月十九日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿
 社會局長 官殿
 各廳府縣長官殿
北海道庁 警視廳 警務部 警務課 警務課長 官殿

合名會社松井足袋工場ニ於ケル爭議函焼
 計画ニ關スル件
 皇古リ 因勞本部第八被解雇者ヲ煽動シ要求書ヲ呈出シ去十四日回答ヲ求
 マタル工場主ハ面會セサル意向ナリ
 標記工場(有下代ノ場町)爭議函焼策動ニ関シテハ既